2016年６月14日

　厚生労働大臣

　　塩　崎　恭　久　様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長　川　本　　　淳

2017年度政府予算編成に関する要請書

　日ごろから、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

　現在進行している少子・高齢社会、生産年齢人口の減少など社会構造の変化や雇用環境の変化に対応して、持続可能な社会保障制度の確立を求めていくものです。しかしながら、受益と負担の均衡や自助・自立のための環境整備などについて、今後さらに求められる社会保障の機能強化やセーフティネットの充実の再構築の観点から懸念される点もあります。

　ニッポン一億総活躍プランに関しては、介護・保育を担う人材確保が重要な課題であることから、そのための処遇改善・賃金引上げを実効あるものとすることとともに、利用者サービスの質が低下しないことが重要です。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太方針）」で打ち出されている社会保障関連分野の産業化、インセンティブ改革や公的サービスの民営化など、公的社会保障の給付抑制と歳出削減策には極めて問題が多いことから、関係当事者の意見が十分反映されるよう要望するとともに、2017年度の予算編成および課題解決にむけて予算の策定がはかられますよう、以下の通り要請いたします。

（◎が重点課題）

記

1.　社会保障制度の充実機能強化について

　(１)　社会保障制度の充実機能強化と安定にむけて、財源の確保を中央・地方において確実に行うこと。その際、社会保障４経費（少子化対策、医療・介護、年金）に限定することなく、障害者施策、貧困・低所得者・格差対策などについても対応すること。（◎）

　(２)　地方自治体による子どもの医療費負担に係る助成制度については、地方自治体による少子化対策の取り組みを尊重し、国民健康保険の国庫負担減額措置を廃止すること。（◎）

　(３)　「経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太方針）」であげられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化については、社会保障費削減ありきではなく、社会保障制度の機能強化、セーフティネットの充実につながるものとすること。（◎）

　(４)　引き続き検討課題となっている短時間労働者の社会保険のさらなる適用拡大を進めること。

2.　社会福祉施策の充実強化について

　(１)　子ども・子育て支援、介護保険制度・地域包括ケアシステム、生活保護制度、生活困窮者自立支援等、多くの社会福祉関連業務と権限・責務が地方自治体に移譲されていることを踏まえ、自治体間の財政力によるサービス格差が生じないよう予算を確保すること。また、地方自治体の果たす役割・機能の強化、給付の改善や職員の配置・処遇改善にむけた予算を確保するとともに、制度改正によって発生する住民への周知啓発やシステム改修等の必要経費についても、予算を確保すること。

　(２)　待機児童解消対策として施設整備や規制緩和などが優先され、子育て支援の充実、教育・保育の質の向上等の施策が後回しにならないよう、子ども・子育て支援新制度を確実に実施するために必要な約1.1兆円の予算を確保し、３歳児以外の配置基準とさらなる保育士の給与などを改善すること。保育士の賃金については、全産業の月平均賃金と比較して、約11万円低いことから、その格差解消にむけた予算を確保すること。また、公立施設の施設整備の予算措置を拡充すること。（◎）

　(３)　待機児童の解消については、児童定数の受け入れ拡大や小規模保育事業所の受け入れ年齢延長等の安易な対応でなく、保育所・認定こども園の新設を進めながら、新設をしやすくなるようきめ細やかな支援策を講じること。

　(４)　2015年４月の介護保険法改正に伴って要支援者に対して提供されてきた介護予防訪問介護・通所介護が市町村事業に移行されることで、サービス水準の低下や地域間格差を招かないための予算措置を講じること。あわせて介護労働者の離職防止と人材確保のため、介護職員処遇改善加算の確実な届出・請求と介護労働者の給与に反映させるよう事業者に対し指導すること。

　(５)　生活困窮者自立支援および子どもの貧困対策が機能するための予算措置を講じるとともに、地域ニーズに応じた支援を確実に行うことができるよう任意事業の財源確保をはかり、先進事例等の情報提供を行うなど、自治体に対して積極的に働きかけること。また、任意事業の補助率については４分の３とすること。あわせて、児童相談所および社会的養護施設の実施体制や相談体制などの充実・機能強化をはかること。（◎）

3.　保健・医療政策の充実強化について

　(１)　医師不足の解消、地域偏在解消にむけ、医師の適正配置の仕組みを構築するとともに、看護職員不足解消のための処遇改善、人材確保・育成および離職防止・復職支援対策を進めるための財源確保とモデル事業を実施すること。

　(２)　国民の生命に直結する健康危機管理の発生に対応するために、自治体および保健所における公衆衛生医師や保健師等職員の確保・育成にむけた財源確保を行うこと。（◎）

　(３)　国民皆保険を堅持するため、フリーアクセスが可能な地域医療の確保にむけた支援の拡充・財源確保を行うこと。

　(４)　2016年度診療報酬改定において、医療労働者の職場環境の変化の調査を行うこと。特に看護師の労働環境の変化には留意し、長時間労働や労働環境悪化の場合は、速やかに是正できるよう働きかけること。併せて、看護師の労働環境の整備、離職防止のため、「看護師夜勤一人月平均64時間」とすること。

　(５)　地域医療の中核を担う公立・公的病院が継続的に医療機能を果たせるよう、地域医療、在宅医療に対する必要な財源を措置すること。（◎）

　(６)　各都道府県に設置された「医療勤務環境改善支援センター」の機能充実のために、運営・管理・支援を強化すること。

　(７)　医療・介護サービス提供に必要な研修体制を整備するための予算を確保すること。

4.　地域包括ケアシステムの確立について

　(１)　地域包括ケアシステムを推進するために必要なサービスの整備、良質な地域医療と福祉サービスを提供し、医療と介護の連携強化をはかるための予算を確保すること。（◎）

　(２)　地域医療介護総合確保基金において、他省庁と調整し、所要額の確保、充実をはかり、自治体のニーズに応じるとともに周知に努めること。

　(３)　地域包括ケアを推進する核となる自治体職員の人材確保・育成のための予算措置を行うこと。（◎）

　(４)　在宅の介護者を支えるため、高齢者虐待予防、認知症対策にむけた施策の充実をはかること。

5.　国民健康保険制度の改革について（◎）

　　国民健康保険の財政責任が都道府県となることから、国保運営にあたっては、都道府県と市町村との役割分担・機能強化について自治体当事者とも十分に議論し、加入者の利便性を損ねることなく、円滑な制度の移行をはかるための財源措置を行うこと。

6.　熊本地震における医療機関の復旧・再建について（◎）

　　熊本地震で被災し、診療行為が制限されている熊本市民病院の、小児・周産期医療等の地域拠点病院機能としての復旧・再建に向けた財政など必要な支援を行うこと。また、これまで果たしてきた役割を踏まえ、今後ともその役割を果たせるよう、必要な支援を行うこと。

7.　災害発生時における避難所機能の確保について

　　自然災害発生時の避難所として、公共建造物、公民の福祉施設は重要な避難拠点となっており、とくに福祉避難所は、高齢者・障害者・乳幼児にとって命を守るために不可欠な場所である。そのため、公共建造物を耐震化するとともに、福祉避難所の運営を支えるネットワークを構築するなど、非常災害への対応を進めること。

8.　労政行政・労働委員会関連について

　(１)　労働教育（労働法制の普及・啓発）に関する今後の施策を明らかにすること。また、都道府県労働局を、国の労働教育施策の拠点とした上で、都道府県との具体的な連携策を講じること。青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）第20条（労働に関する法令に関する知識の付与）を見直し、都道府県の責任・関与についても定めること。

　(２)　労働相談、あっせん・調整、労働教育策を積極的に実施する都道府県に対して、財政的な支援を講ずるとともに、講師派遣・国委託事業化、パンフレット・テキストの無料配布など、可能な限りの支援制度の創設・拡充をはかること。

9.　職業訓練関連について

　(１)　東日本大震災および熊本地震からの復興における職業能力開発行政の役割の重要性を鑑み、被災した地方自治体からの要望に対し、引き続き柔軟に対応すること。

　(２)　社会問題化している、ものづくり分野における労働者不足に対応するため、公共職業訓練をさらに充実させるとともに、必要な予算措置を行うこと。

　(３)　「ジョブ・カード制度」については、訓練生および求職者にとって、有意義な制度とすること。

10. 水道事業の基盤強化について

　(１)　将来にわたり、公共の福祉に基づく安全で安定した水の供給を維持するため、水道事業体の経営基盤強化への対策を講ずること。都道府県の役割および中核的自治体の水道事業の役割を明確化させ、とくに財政基盤の脆弱な事業体の基盤強化について積極的な政策を進めること。

　(２)　水道事業体を担う職員の確保を事業体に促し、技術力の継承をはかる政策に取り組むこと。

以　　上